

9. 学費

以下のとおりになりますが、詳細は、市ヶ谷共通項目を確認してください。

(1) 学費納入

各学年とも学費は下記期限までに納入してください。なお、一旦納入した学費その他は一切返還しません。

春学期入学者学費納入区分	学費振込依頼書送付時期	学費納入期限
春学期（1期）	4月	4月30日
秋学期（2期）	4月 (新入生のみ6月中旬～下旬)	9月30日

(2) 留級者（休学からの復学者を含む）

進級できなかった学生の授業料、実験実習料および教育充実費については、該当学生の入学年度に定められたものを適用します。ただし、諸会費については、当該年次の額として定められたものを納入してください。

(3) 4年次留級者

第4年次終了までに卒業所要単位を修得できなかった学生の授業料、実験実習料および教育充実費については、該当学生の入学年度に定められたものを適用します。

ただし、「4年次1年間分の在学」および「4年次分の学費を完納」の条件を満たしている場合、未修得単位24単位以下の学生の授業料に限り、該当学生の入学年度に定められたものの半額とします。半額が適用される場合、履修登録できる単位数の上限が制限される場合がありますのでご注意ください。

諸会費については、当該年次の額として定められたものを納入してください。

(4) 学費の延納制度について

経済的事由等のやむを得ない事情で、学則の納入期限までに学費の納入が困難な方を支援する制度です。事前に申請することで学費納入期限を所定の期日まで延期できます。学費の延納を希望する場合は、各期の延納受付期間内に「学費延納申請書」を提出してください。

期	延納期限	延納申請受付期間	学則上の納入期限
春学期	6月30日	4月1日～5月末日まで	4月30日
秋学期	11月30日	9月1日～10月末日まで	9月30日